

小規模事業者持続化補助金の公募が始まりました!

小規模事業者持続化補助金とは?

- ●商工会議所・商工会と事業者が一体となって経営計画に基づいて実施する販路開拓の 費用(チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など)の 2/3 を補助します。
- 計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けることが必要です。

【補助の対象となる方は?】

小規模事業者が対象です (従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

【補助金額はいくら?】

50 万円 (補助率 2/3)

ただし、①複数の事業者が共 同で行う取り組みや②雇用対 策・買い物弱者対策への取り 組みを行う事業者に対しては 重点的に支援(補助上限の アップ) します。

(①500万円 ②100万円)

【補助の対象となる経費は?】

①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪委託費 ⑫外注費

(詳しい費目については、公募要領をご覧ください)



採択事業例 昨年はこのような事業が採択されました。

(建設業) 建設・設備工事用製品の販路拡大および直販体制移行のためのツール作成

(宿泊業) 新サービスメニューの県外への PR、ホームページの再構築

(飲食業) 新しい顧客層としてシニア層を開拓に向けた、膝に優しい髙座椅子・テーブルセッ トの導入

(サービス業)顧客単価向上および新規顧客の獲得のための販促・プレゼンツール導入

【公募スケジュール】 2月26日(水より公募・受付開始しております

(1次受付締切) **3月27日(金) (当日消印有効)**

● 4 月末頃 採択結果公表・5 月中下旬以降 採択事業者への補助金交付決定通知書発出

(2次受付締切) **5 月 27 日 (水) (当日消印有効)**

● 6 月末頃 採択結果公表・7 月中下旬以降順次 採択事業者への補助金交付決定通知書発出

補助金を申請するためには、経営計画などの申請書類を作成することが必要です。 補助金の詳しい情報は「**小規模事業者持続化補助金」WEB サイト**から「公募要領」をご覧く ださい。

http://www.jizokukahojokin.info/ 小規模事業者持続化補助金で 検索